

佐賀県告示第 186 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

令和 5 年 8 月 31 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N—（1—アミノ—3，3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル）—1—ベンジル—1H—インダゾール—3—カルボキシアミド（通称名：ADB-B I N A C A）及びその塩類
- (2) 化学名 1—（ベンゾ [d] [1，3] ジオキソール—5—イル）—2—（ブチルアミノ）ブタン—1—オン（通称名：N-Butylbutylone、N-Butyl norbutylone）及びその塩類
- (3) 化学名 2—（エチルアミノ）—2—（3—フルオロフェニル）シクロヘキサン—1—オン（通称名：F X E、Fluorexetamine）及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため